令和７年度 宮崎地方最低賃金審議会 第４回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

１　日　時

令和７年８月 25 日（月）午後１時 33 分～午後７時 52 分

２　場　所

宮崎合同庁舎２階　共用大会議室

３　出席者　（五十音順）

公益代表委員　　橋口、宮川、森部
労働者代表委員　　鎌田、白﨑
使用者代表委員　　河野、酒匂、中原
事　　務　　局　　吉野労働基準部長、平元賃金室長、木村室長補佐

４　議事内容

【室長補佐】

皆さま、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから第４回宮崎県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は８名の委員が出席されています。最低賃金審議会令第５条第２項の定員数を満たしていることをご報告いたします。

本日の議事録の確認の件ですけども、鎌田委員と中原委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【鎌田委員・中原委員】

はい。

【室長補佐】

よろしくお願いします。

また、専門部会の開催に当たりまして公示を行ったところ２名の申し込みがあり、本日はその中から１名、傍聴されてますことをご報告申し上げます。また、報道機関からも傍聴の希望の事前連絡がありましたので、何名か傍聴されていますことをご報告申し上げます。

傍聴者の方におかれましては、傍聴に当たっての遵守事項を厳守の上、会議を傍聴されますよう、お願いいたします。本日の会議資料につきましては、閲覧用を傍聴席にも準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、お持ち帰りになられることはお控えいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。なお、会議資料の一部につきましては、後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合、そちらをご利用いただきますよう、お願いいたします。

それでは、以後の議事進行を森部部会長にお願いしたいと思います。森部部会長、どうぞよろしくお願いします。

【森部部会長】

はい、それでは議事に入りたいと思います。それでは、まずは、本日配布されております資料、全国の結審状況等につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

【賃金室長】

はい、説明いたします。まずは、資料の１ページの方を見ていただきたいと思います。

資料の１は、前回、使側の委員のほうから、都道府県別のデータを、消費者物価指数について提出してほしいということでした。取りあえず今回準備したのは、本省から提供されたもので、ランクごとに上昇率を記載しております。なお、実際には、こちらに赤書きで書いているんですが、第２回の本審の資料、121 ページのほうに都道府県別データは記載しておりましたので、あらためて、そちらの方をご確認いただければと思います。

続きまして、資料の２のほうになります。３ページ目をお開きください。資料の２につきましては、労側委員の方から県外流出の都道府県データがないものかという話がありましたので、こちらのほうに都道府県の県内就職率の順位を記載しております。全国の順位、またＣランクでの順位、九州・沖縄の順位を記載しております。

続きまして、資料の３、５ページをご覧ください。こちらが８月 21 日時点の数字になっております。こちらに関して、前回、使側からありました発効日の方を今回から記載しております。こちらのほう、これだけですと、これが法定発効日なのか、指定発効日なのか、よく分かりませんので、指定発効について都道府県を申し上げていきたいと思います。

まずＡランクの埼玉、これ 11 月１日です。これは指定日発効になります。

続きましてＢランクの広島、こちらも 11 月１日。指定日発効になります。

続きましてＢランクの三重、11 月 21 日。これが指定日発効です。

続きまして、同じくＢランク、福岡、10 月 17 日。こちらも指定日発効になっております。

続きまして、同じくＢランク、岡山、12 月１日。こちらも指定発効日になっております。

続きまして、同じくＢランク、奈良、11 月 16 日。こちらも指定発効日になります。

次の方のＢランクにつきまして、和歌山、11 月１日。指定日発効になります。

同じくＢランク、島根、11 月 17 日。こちらが指定日になっています。

現在 28 都道府県において結審しておりますが、このうち指定日発効になるのは 28 局中８局でございます。今のところ、全国で 28.6％ぐらいが指定発効日になっております。資料の方については以上になります。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。ただ今の資料や説明につきまして、何かご質問がございましたら、お願いします。

【河野委員】

よろしいですか。

【森部部会長】

はい、お願いします。

【河野委員】

Ｂランクの香川県は、指定発効日ではないのですか。

【賃金室長】
これ、指定発効日ではないですね。

【基準部長】
ちょっと確認させてもらっていいですか。福岡が 10 月 17 日で指定発効なら、香川の 18 日も指定発効の気がするので、ちょっと、ここは再確認させて下さい。

【河野委員】
あと山口も。

【鎌田委員】
これは指定発効ではないと思います。まあ、一応確認してください。

【森部部会長】
ありがとうございます。それでは、この件につきましては、確認次第、またご報告をお願いします。ほかに何かございますでしょうか。

【中原委員】
よろしいでしょうか。

【森部部会長】
お願いします。

【中原委員】
県内就職の内定状況なんですけども、これ３月卒の予定者という段階での最初の数字かと思うんですけども、これ、もう最終の数字ということでいいでしょうか。内定状況というのは。

【賃金室長】
確定するのは６月なんですけど、３月でも、ほぼ、状況は一旦確定をしてますので、ここでは３月時点の数字ということで、ご理解いただければ。

【中原委員】
そんなに変わる可能性があるんですか。

【賃金室長】
若干あるかと思うんですが、難しいです。

【中原委員】
分かりました。

【森部部会長】
ありがとうございます。他にございますでしょうか。

【鎌田委員】

よろしいですか。

【森部部会長】

はい、お願いします。

【鎌田委員】

ありがとうございます、県内就職率を出してくださって。これで見る限りでは、ワーストで４番目に宮崎は県内就職率というのが低いのだなというのが、労側としても、よく認識できました。労側としては、県外流出というところで、前回も提出しましたが、この資料には高卒に限って載ってますが、労側の方のは、高卒だけじゃなくて若者の県外流出とか、若者の回復率とか、男女間の賃金格差とか、さまざまな角度に通じて提出はしておりますので、その辺も合わせて見ていただければと思っております。

【森部部会長】

ありがとうございます。

【酒匂委員】

すみません、資料の確認なんですが。前回お配りいただいた新規学校卒業者の県内内定者の割合っていう数字があるんですけど、第３回③の７ページ、あるいはその前の２ページ。この数字と若干、違うんですが、この 62.3 っていうのは、どの時点の数字を使われているんですかね。整合性をどう取っておられるんですか。

【賃金室長】

そこは、ちょっと、あらためて確認したいと…。

【酒匂委員】

あらためて確認っていうか、そもそも、どういう根拠の数字を持ってこられて、比較されているのか。

【賃金室長】

一応、職業安定所部の方の数値を拾ってきているのですけど。

【中原委員】

先ほどもちょっと言いましたけども、今の酒匂委員が言ったように、第３回のときは 64 ということでしたよね。

【橋口部会長代理】

これはあってますね。64.4 です。資料で３月末。

【中原委員】

私は64%台っていうが、ちょっと、頭にあったものですから。この62.3っていうのは、時点が違うのかなと思って。

【賃金室長】

あらためて、ちょっと確認します。

【森部部会長】

それでは、少なくとも、前回の資料は３月末ですよね。

【賃金室長】

はい。

【森部部会長】

こちらの資料は、ちょっと、まだ分からないので、確認をしていただくということでよろしいでしょうか。

【賃金室長】

はい。

【森部部会長】

他に何かございますでしょうか。それでは、先ほどの確認していただく２点につきましては、分かり次第、この部会でご報告していただけると思います。よろしくお願いします。

それでは、以上なければ、協議に入りたいと思いますが、個別協議に入る前に、前回の確認をしたいと思います。

前回の部会で金額審議が行われました。労側が77円引き上げの1,029円を主張されております。使側が41円引き上げの993円という提示でございました。本日の時点で、あらためて労側、使側、それぞれから金額提示を含んだお考えをいただきたいと思います。

進め方ですが、全体協議で進めていくか、個別協議で進めていくか、いかがなさいますでしょうか。

【労側委員・使側委員】

個別で。

【森部部会長】

個別でよろしいですか。

【労側委員・使側委員】

はい。

【森部部会長】

それでは、個別協議で行いたいと思います。それでは、慣例に従って労側からやってよろしいでしょうか。

（異論なし）

よろしいですか。それでは、使側は一時退席をお願いします。

（使側委員を控室へ案内）

＜１回目の公労個別協議開始＞

（公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内）

＜公益委員協議＞

（使側委員を呼び込み）

＜１回目の公使個別協議開始＞

（公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内）

＜公益委員協議＞

（労側委員を呼び込み）

＜２回目の公労個別協議開始＞

（公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内）

＜公益委員協議＞

（使側委員を呼び込み）

＜２回目の公使個別協議開始＞

（公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内）

＜公益委員協議＞

（労側委員を呼び込み）

＜３回目の公労個別協議開始＞

（公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内）

＜公益委員協議＞

（使側委員を呼び込み）

＜３回目の公使個別協議開始＞

（公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内）

＜公益委員協議＞

（労側委員を呼び込み）

＜４回目の公労個別協議開始＞

（公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内）

＜公益委員協議＞

＜休憩＞

＜全体協議の再開＞

【森部部会長】

それでは全体協議に移りたいと思います。それでは公益見解をお示ししたいと思います。

宮崎県最低賃金を時間額1,023円とし、引き上げ額71円、引き上げ率7.46％とします。発効日は、指定日とし、令和7年11月16日とします。詳しくは既に配られている公益見解の案、こちらの方を黙読してください。しばらく時間をおきたいと思います。

＜各委員報告書案を黙読、確認＞

よろしいでしょうか。読んでいただけたでしょうか。以上が公益見解でございます。それではこの公益委員見解に基づいて採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

【森部部会長】

はい。それでは、採決に移ります。採決については、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると判断されますので、非公開とさせてください。傍聴人の方は採決後にお呼びします。よろしくお願いします。

（傍聴人退席）

【酒匂委員】

すみません。公益見解が出されまして、すぐ採決だったということでしたので、その前に一言だけ反対の意を表明させていただきたいと思います。公益見解、ご苦労をおかけいたしましたけれども、示された結論に対しまして、私の方としては強い反対の意思を表明させていただきます。今回、中央から示された64円ということでも相当な事業者への負担になると思われる中で、今回、結果的に、根拠を示されましたけれども、数字ありきの、引き上げ額を決めるための数字を探されているような状況も私は感じました。しかも、この協議の中で示された69円プラス２円の２円につきましても、労働力の県外流出等、総合的に勘案してと書いてありますけれども、決して最低賃金がそのようなものに影響を与えることは無いと思っておりまして、それを根拠にされることは非常に疑念がございます。繰り返しになりますけれども、本県の小規模事業者は本当に賃金支払い能力も限られている中で、加えて、価格転嫁も難しい状況もありますし、今回の引き上げは支払い能力を大きく超えるような状況がありまして、事業者が立ち行かなくなるんじゃないかという、ものすごい危機感を抱いております。従いまして、この採決に加わって単なる反対を表明するということよりも強い反対の意思を表明するために、今回は退席をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（酒匂委員、退席）

【森部部会長】

はい。それでは、採決に移りたいと思います。採決は、「反対」「賛成」の順でお聞きします。
それでは、公益見解に「反対」の委員は、挙手をお願いします。
（挙手　　２人）

はい、ありがとうございます。次に、公益見解に「賛成」の委員は、挙手をお願いします。
（挙手　　４人）

ありがとうございます。採決の結果、公益見解は賛成多数により採択されましたので、専門部会報告をまとめ、審議会会長あてに報告したいと思います。

（傍聴人入室）

続きまして、これまでの審議において、ご意見のあった付帯決議について、ご検討いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

ただ今、お手元にお配りしました付帯決議案について説明させていただきます。

付帯決議につきましては、令和３年以降、部会報告及び答申文に盛り込んでおります。今年度の付帯決議につきましては、昨年度のものを基本に、これまでの審議の中で、委員の皆さんからの発言を踏まえて作成しております。

なお、今回、目安額を上回る結論となっておりますので、項目２を新たに追加しております。また前年度に引き続きまして、宮崎県の中小企業・小規模事業場の皆様におかれましては、価格転嫁の状況が十分ではないとの実態がありますので、前年度に引き続き項目３について記載しております。その他については、ほぼ昨年同様となっております。委員の皆様からご意見を頂ければと思っております。以上になります。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。公益委員としましては、本年度の金額改定審議におきまして、物価高による影響を受けている中での審議となりました。また、目安額が過去最大のものとなったことで、労使当方において議論が困難を極められたものと考えております。

その上で、この公益見解案による「付帯決議案」も内容は公・労・使がともに困難な先を見据え、これからもともに協力していくことを目指した決議であると考えております。

従いまして、この付帯決議の採択につきましては、最低賃金審議会の本審に向けて、専門部会委員の全員が一致して明確な意思を表明する、という趣旨でお臨みいただきたいというふうに思っております。

なお、付帯決議の内容は、先ほどの採決の結果と一緒に審議会会長宛に専門部会として報告することとなります。ここまでで何かご質問がございますでしょうか。

（質問なし）

無ければ、付帯決議の採決に行きたいと思います。

【中原委員】

すみません。今、質問と仰ったので言わなかったんですけれど、意見を言ってもよろしいでしょうか。

【森部部会長】

はい、どうぞ。

【中原委員】

この記の下の１番と２番の順番をかえるというのは、いかがでしょうか。

【森部部会長】

２番目を一番上へもってきて、その次に１番をという…。

【中原委員】

はい。皆さんの意見を聞いたうえでということですけれども。

【森部部会長】

というご提案がございましたが、労側はいかがでしょうか。

【白﨑委員】

問題ありません。

【橋口部会長代理】

特に理由はありますか。

【中原委員】

理由は、今回大幅なと言いますか、石破総理の仰るところの20年代に1500円を目指して、それなりに努力をというようなところから始まっております。それにあわせて、こうした発言を骨太の中でも触れておられる訳ですし、やはり、これが大本にあるんじゃないかと。まだ他の県の結果は出てませんけれども、思うところは、金額的にも大きくなるのかなと。であれば、一番最初に総理あるいは政府が仰ったところ、これを確実にと書いてありますよね。これをまず最初に申し述べたいというのを考えたところです。ご賛同いただければと思います。

【森部部会長】

ありがとうございます。労側の異論もないということで、よろしいでしょうか。

（異論なし）

それでは全会一致ということで、こちらは１と２を入れ替えるという形で作成したいと思います。

【鎌田委員】

すみません。一件、労側から質問させていただいていいですか。付帯決議の最初のリード文の５行目に当該専門部会として全会一致で、というのがあるのですが、今日は使側３名、公益３名、労側２名で、１名退席がありますよね。その退席があったとしても、この場にいる方が全員賛成いただければ全会一致ということになるのでしょうか。

【森部部会長】

見解をお願いします。

【賃金室長】

数えようが無いと思うんですよね。退席の方っていうのは。ですから全会一致というふうに理解しています。

【基準部長】

それの正式な見解ということであれば、暫時休憩させていただいて、本省に確認させていただいていいですか。

【鎌田委員】

確認した方がいいような気がします。すみません。労側が否定しているということではなくて、全会一致という表現が正確かどうかというところの確認です。

【基準部長】

最終的に部会の報告にも記載される部分ではありますので、仰るとおり、言葉の正確性は気を付けた方がいいと思います。ちょっと確認させていただきたいと思います。

【森部部会長】

それでは整理しますと、付帯決議の前文のところですね。全会一致というところは確認したうえで適切な語句にしたいと思います。そして記のところで言いますと、２の「新しい資本主義のグランドデザイン及び」のところを１にあげて、１の「中小企業・小規模事業者」を２に入れ替えるということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、それを踏まえて、付帯決議の採択を行いたいと思います。
採決につきましては非公開ですので、申し訳ありませんが傍聴人の方は退席をお願いします。

（傍聴人退席）

採決は、「反対」「賛成」の順にお聞きします。
それでは、付帯決議に「反対」の委員は、挙手をお願いします。
（挙手　　０人）

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。
（挙手　　６人）

ありがとうございます。

（傍聴人入室）

それでは、採決の結果、付帯決議案は賛成多数により決議されましたので、先ほどの採決の結果とともに、審議会会長あてに専門部会として報告したいと思います。
なお、第１回専門部会で確認しましたとおり、最低賃金と生活保護費の比較については、令和５年 10 月６日発効の宮崎県最低賃金（時間額 897 円）は令和５年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったということを付記したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。了承いただきましたので、その方向で報告案を作成したいと思います。
しばらく休憩としたいと思います。少しおまちください。

＜休憩＞

＜事務局で報告案を作成、各委員へ配付＞

【森部部会長】

それでは、再開したいと思います。ただいま専門部会報告書の案をお配りしました。まずは黙読をお願いします。

＜各委員報告書案を黙読、確認＞

皆様、ご確認は終わりましたでしょうか。ご確認いただけたと思いますので、ただいまの専門部会報告を本審に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

はい、ありがとうございます。了承していただきましたので、このあと開催されます宮崎地方最低賃金審議会へ報告することとして、この専門部会は終了したいと思います。

本日の会議記録につきましては、議事録を作成します。本日の議事録の確認は鎌田委員と中原委員にお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、公・労あるいは公・使の個別協議及び採決については、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることから、非公開とし、公・労・使の３者が揃った審議については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第７条第２項の規定により公開したいと思いますが、ご異議はございますでしょうか。

（異議なし）

よろしいでしょうか。異議が無いということで、これで専門部会を終了します。各委員の皆様、お疲れ様でした。

部　　会　　長

労働者側代表委員

使用者側代表委員